

(整理番号 0228)

令和2年度 栃木地方最低賃金審議会

第2回 栃木県はん用機械器具等製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開催日時	令和2年10月15日(木) 13時30分～14時55分					
出席状況	公 益 代表委員	出席3人	労働者 代表委員	出席3人	使用者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主要議題	1 関係労使からの意見聴取について 2 金額改定について 3 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 関係労使の意見聴取について 最低賃金法第25条第6項による関係労使からの意見聴取及び実地視察について、専門部会の労使それぞれの委員が意見を述べることにより意見聴取に代え、実地視察については、労使それぞれの委員が当産業の代表として推薦されていることから、これを行わないことを議決した。</p> <p>2 金額改定について (1) 労働者代表委員の見解及び主張 ア 最低賃金の引上げは、最低賃金で生活しているパート社員、非正規社員の方々の生活を安定にするためである。企業の経営が成り立たなければ、最低賃金を引き上げることはできないかもしれないが、最低賃金で生活している方々のために、最低限の生活ができるような最低賃金にするべきと考えている。また、今年は新型コロナウイルスの影響で各企業の経営が非常に厳しくなり、一時帰休を行っている企業も多く、厳しい状況下にあることは労使ともに理解しているところ、そんな中でも徐々に経済を回さなくてはならない。 栃木県内の経済状況は緩やかではあるが、持ち直している傾向にある。昨年は消費税が上がり、最低賃金で生活している方々の生活環境は、より厳しい状況下となり、茨城、群馬、埼玉の北関東の中でも魅力ある栃木県となるよう、そして、より良い人材確保、流出防止のためにも、最低賃金の引上げが必要である。旨を主張した。 今年の状況を踏まえ、宇都宮市の2020年7月の物価上昇率が前年同月比で1%となっていることから、現行の910円に1%を掛けた9円の引上げを提示した。</p> <p>イ 影響率から考え、9円の引上げと8円の引上げでは同じ影響率であることから、8円の引上げを提示した。</p>						

ウ 使用者側の次回審議希望に対し、同様に次回審議を主張した。

(2) 使用者代表委員の見解及び主張

ア はん用業界の取り巻く情勢は、新型コロナの関係で車両メーカーは輸出ができない状態が続いており、メーカーのラインの予定が立たず、そのために下請は3割から4割くらい受注量が減り、売上が激減している企業が多い。持続化給付金は売上が前年同月比で50%以上減少している企業に限定されるし、一時帰休し雇用調整助成金を受けている企業が多くあり厳しい状況にある。旨を主張した。
コロナ禍の経済状況を踏まえると、賃金を引き上げる状況にはなく、今年度は据え置き0円が妥当と提示した。

イ 新型コロナの影響が大きく非常に厳しい状況である。週4日休みとか、4割減など仕事が激減している。新型コロナの影響は始まったばかりで、これから何年続くかわからず、引き上げたい気持ちはあるが、現状を考えれば極めて厳しい。雇用維持を優先しているが、いつまで耐えられるか、先行きが見えない状況で、それらを考えると引上げは困難であり、据え置きとしか言いようがない。と主張した。

ウ 持ち直しについては、5月や6月のどん底の状態からの持ち直しということである。経済成長率からしても中国だけが2.9%のプラスで、他は5%以上のマイナスである。
プラスにするべき情報は一切なく、次回までの経済状況によって判断したい旨を主張した。

3 その他
特になし